

## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な待遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

##### (個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、ベースアップを含めた賃金水準の向上に取り組むとともに、Well-Being の向上に努めます。また、教育訓練等については、ID&E ホールディングスの人的資本経営基本方針、人財育成方針、人財育成に関する行動ガイドラインに則り、ID&E Global Academy の教育研修プログラムを通じて、従業員一人ひとりが卓越した専門性と高い倫理観を持つ人財としての役割を自覚し、成長を感じながら、働きがいを持って活躍できるよう、人財育成を推進します。

#### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自動的に取り下げます。

- ・パートナーシップ構築宣言の URL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/100062-19-00-tokyo.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参考し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年 6月 24日

日本工営株式会社

代表取締役社長 金井 晴彦